

# 平成17年度定期総会

2005年5月24日(火) 12時30分 弁護士会館クレオ

司法制度改革の実行の年!  
平成16年度決算・平成17年度予算案を可決



## 1. 平成17年度の会務方針

定期総会の審議に先立ち、柳瀬康治会長から、本年度の会務に臨む基本方針の報告があった。

まず、決意表明があった。すなわち、昨年12月に司法改革関連24法案が成立したことにより、今年度は、全面的に制度設計から実行の年に移った。制度を運用、実践していく中で様々な困難や障害に遭うことが予想されるが、これを克服して改革を実現させる。

続いて、具体的な施策の説明があった。すなわち、

- ①法曹養成問題について、東京三会は、本年7月から320名、平成18年12月から640名もの司法修習生を受け入れることになるが、適切な修習を実現する。
- ②裁判所の充実について、裁判官指名諮問委員会、地家裁委員会等の実効的な活用を図る。
- ③東弁固有の問題として、八王子支部の立川移転問題、東京簡裁調停部の錦糸町への移転問題に積極的に取り組む。
- ④裁判員制度について、国民の7割が「裁判員になりたくない」という世論調査もあるが、模擬裁判、法教育、広報手段の充実等によって、裁判員制度の浸透を図る。
- ⑤刑事訴訟の改革について、最高裁規則諮問委員会で公判前整理手続の詳細が明らかになるが、その他取調べの可視化、保釈手続の改革等の刑事手続の改善、あるいは、実現した既決拘禁制度の改善に引き続いて未決拘禁制度の改善にも取り組む。
- ⑥日本司法支援センターについて、来年4月の立ち上げに向け、人的物的準備を図り、また、法律事務取扱規程の内容の確定を図る。
- ⑦その他、人権擁護活動、ITシステムの構築、ゲートキーパー問題、憲法改正問題に取り組む。

## 2. 平成16年度決算

第1号議案 平成16年度一般会計・特別会計収支決

算の承認に関する件

◎承認(賛成多数)

### 主な内容

監事から、平成16年度も、慣例どおり「赤字予算、黒字決算」(一般会計は2,768万円の黒字決算)となったが、この慣例は予算の準拠性(規範性)の観点から問題がある等の指摘があった。

## 3. 平成17年度予算

第2号議案 平成17年度一般会計・特別会計収支予算(案)の決議に関する件

第3号議案 平成18年度一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議に関する件

第4号議案 平成17年度一般会計・特別会計収支暫定予算の処理に関する件

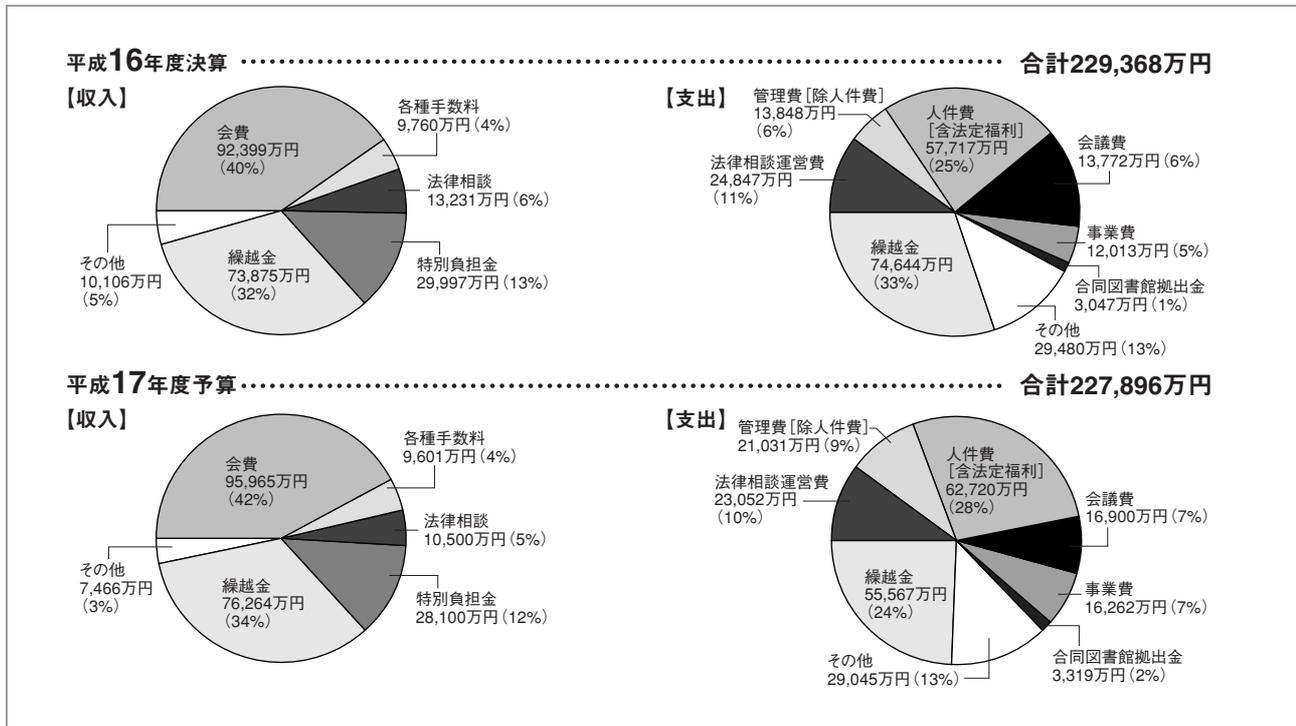
第5号議案 OA刷新に関する費用を剰余金から支出する件

◎承認(賛成多数)

### 主な内容

予算編成にあたっての基本姿勢は、司法制度改革の趣旨を踏まえ、①市民にとって身近で親しまれる司法制度の運用と実行を図る、②会員の業務をはじめ諸活動を支援する体制の充実を図るというものである。予算額については、「予・決算の乖離現象」の幅を縮小させることを目指した。収入に関しては、会員増による会費収入の増加が見込まれる反面、法律相談料、特に会館外収入の減少が見込まれる。支出に関しては、各種委員会の3カ年の予算執行率を検証し、今年度の活動方針の具体性を考慮して、重点的に予算を編成した。

なお、OA刷新に関する費用については、一時的に多額の費用を要するため、本予算とは別に総会の承認を得て剰余金から支出することになった。



## 4. 新会館臨時会費徴収に関する件

第6号議案 「新会館臨時会費を徴収する件」の一部を改正する決議(案)承認の件

第7号議案 「外国特別会員より新会館臨時会費を徴収する件」の一部を改正する決議(案)承認の件

◎承認(第6号議案は全会一致, 第7号議案は賛成多数)

### 主な内容

今後の会館の維持・管理の必要性や会員間の平等及びこれから予想される新入会員数の増加, 他会の動向が今後司法修習を終えて本会に入会しようとする者に与える影響等を考慮し, 徴収額は平成18年4月1日から平成19年3月31日までに入会した会員については100万円, 平成19年4月1日から平成20年3月31日までに入会した会員については90万円とし, 平成20年4月1日以降に入会する会員については, 予想される新入会員の増加及び今後の会館の修繕費, ランニングコストのシミュレーションを行ない, さらに他会の動向を考慮した上で将来決定することになった。

なお, 外国特別会員についても, 平成18年4月1日以降の新会館臨時会費の徴収決議を同様に一部改正した。

## 5. その他の議案

第8号議案 「弁護士法人会員基本会規」一部改正の件

◎承認(賛成多数)

### 主な内容

日弁連では, 「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の一部改正を受けて, 昨年11月10日の臨時総会において「弁護士法人規程」を主たる法律事務所に弁護士法人の名称と異なる名称があるときは, その名称も弁護士法人名簿の記載事項とする旨の改正をした。この改正にあわせ, 弁護士法人の主たる法律事務所が当該弁護士法人の名称と異なる名称である場合の届出のための規程を整備する改正を行なった。

第9号議案 平成17・18年度資格審査会, 懲戒委員会及び綱紀委員会の正委員並びに予備委員選任に関する件

◎承認(賛成多数)

### 主な内容

資格審査会, 懲戒委員会及び綱紀委員会の各委員はいずれも本年度内に任期満了となる。そこで, 次期委員の選任をする必要があり, 慣例により, これを常議員会に一任することを承認した。

## 6. 報告

今後の主な日程として, 「ゲートキーパー問題に関する会員集会」(6月13日, 弁護士会館502ABC), 「夏期合同研究」(7月20日, ホテル日航東京) の案内があった。